

会 議 録

会議の名称	第1回 飯塚市政治倫理審査会
開催日時	令和5年10月5日(木) 13:00~14:00
開催場所	飯塚市役所本庁7階 委員会室
出席委員	古賀未知瑠委員、休場明委員、鶴留舞委員、小幡俊之委員、深町善文委員、森脇敦史委員(ZOOM)
欠席委員	無し
事務局職員	許斐総務部長、落合人事課長、渡邊人事課長補佐、森本人事担当主査
会議内容	<p>1 会長、副会長選出 会長 古賀未知瑠 委員 副会長 休場 明 委員</p> <p>2 今回の審査請求書の概要について事務局説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査対象者：守光博正議員、上野伸五議員 ・疑義事項： <ul style="list-style-type: none"> 加入条件を満たしていない可能性のある社会保険の加入をすることで、本来納めるべき国民健康保険料を納めていないこと ・疑義の内容： <ul style="list-style-type: none"> 飯塚市資産等報告書審査会の意見書によれば、両市議会議員は、社会保険の加入条件を満たしていない可能性があり、また、仮に加入できるものであったとしても、国民健康保険の保険料を納めるよりもかなり少額に済ませ、しかも、社会保険ですから、会社が保険料を半分負担しています。これは市民の代表である市議会議員としてあるまじき行為ではというもの。 ・疑義の根拠： <ul style="list-style-type: none"> 飯塚市資産等報告書審査会の意見書における審査会の指摘事項 ・添付資料（疑義を証する資料）： <ul style="list-style-type: none"> 令和5年飯塚市資産報告書審査会意見書の写し <p>3 審議概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ①添付資料の要件の具備確認 <ul style="list-style-type: none"> 資料は、審査要件である、これを証する資料としての要件を満たすかの確認をする。 ②審査の進め方 <ul style="list-style-type: none"> 論点を整理し、次に、意見聴取する者、資料の提出を求める内容を協議する。 ③論点整理 <ul style="list-style-type: none"> 本件の論点としては、大きく分けて2つ。

(1) この審査対象者である両議員の社会保険の加入について、加入の要件を満たしているのかどうか、まずその加入要件がどういったものか、両議員はどういう状況で加入しているか、まず法令の確認と加入の状況、そこを確認する必要がある。社会保険の加入に違法性がないかも確認する必要がある。

(2) 社会保険の加入について、加入条件はクリアしているとしても、審査対象者の両議員の会社での役職、業務内容、資産等報告書審査会で意見が出されたこともあるので、報酬額といったことも関係してくると思うが、そういう役職とか、実態からして、社会保険にそもそも加入するというのが政治倫理上問題にならないのかというところが問題になる。ここで言う倫理的な問題は、健康保険料の負担を少額に済ませようと、工作をしているのではないかという疑念を生じさせることにならないか（条例第4条第1号）という倫理上の問題。もう1つは、健康保険の場合は会社が半分保険料を負担するが、この負担分が会社からの利益供与に該当しないか（条例第4条第2号、7号）という倫理上の問題がないかということを検討していくことになる。

ただ、大前提として、その加入要件を満たしているかが第一に問題なので、まずはそこを審査する。そういう順で検討を進める。

④一般的な社会保険の加入要件について

鶴留委員から従業員と役員の子会社加入要件について説明

⑤会社、対象者、市に求める資料の確認

それぞれに提出を求める資料を確認し決定する。

⑥過去の部分は審査するか。

指摘のあった今回より前には、社員であったということから、過去の部分についても遡って審査を行うか確認する。

①について（委員の意見）

要件を満たしている。

②について（委員の意見）

異議なし。

③について（委員の意見・やりとり）

○最初の社会保険に加入条件を満たしているのか否かで検討すると、仮に満たしていれば、後の疑義は発生しない。要は、半分は負担してもらっている。それが議員ですから贈与とか、いう方向になっていくのではないか。ただし、加入条件を満たしていなかった場合は、2番目の疑義、発生してくる、疑義が発生してくるのかと考えるが、まずは加入条件を満たしているか否かを審議した結果、次の疑義に流れていくのかと思うが、会長として進め方はどのようにするか。

○審査の順番はそうなる。まずは、この社会保険に加入していることについて、条件を満たしているのか、違法に加入していないかが、まず審査されるべきで、その結果、その後の問題とは思いますが、さっき言われた加入条件を満たしている場合は、もう次の段階は問題にならないのではないかという意見ではあるが、他の委員はどう思われるか。

○まず、加入条件がどういう条件であってということをはっきりさせる必要があるので、そのことに関する資料をまず見つけるべき。

社会保険庁の言い分によると、加入条件を満たしていない場合でも、要は受理している。罰則がないから受理しているだけの話で、場合によっては、加入できる条件で周りを見たら、灰色な部分がある。要するに社会的実態として、こういう顧問みたいな形で、顧問料が月5万円ぐらいの話の方が、法人で社会保険に加入することができるかということ、社会通念に基づくとなかなか難しいとかいういろんな問題ありますので、まずは運用実態っていうのははっきりさせた上で、この第1の論点を検討する。

その上で、形式的には受理されるとしても、次に問題になるのが国民健康保険の保険料。この議員の収入の場合、たぶん最高額になると思われる。その最高額は、80万円を超える金額である。ただ、今回の社会保険は、実際は、相当低額な状態であるため、どの程度低額かというのを比較する。また、さらにその先に、会社が負担するというのが、一定の利益を供与しているので、贈賄の可能性、収賄の可能性があるので、そういう感じで論点が流れていくから、まずは社会保険の加入の条件っていうのが実際可能であるか、そういう社会保険の加入の実態が何であるかという資料を元に、健康保険税がどのくらいで、この人たちは実際どのくらいで入れていたのかを、客観的な事情を明確にしながら、それが良識に反するかとか、そのような判断になっていくと思う。

○論点については会長の整理で問題ない。

○全体的には、先ほどの整理で問題ない。

まず、その加入条件がそもそもどうなっているのか。いわゆる役員と基準も違うというところと、さらに、役員の中でもどのような役員であれば対象なのか、この判断基準がどうなっているのか。

その上で加入条件を、満たしていないのであれば、実際には満たしていないにも関わらず、それを満たしているという形で、社会保険の加入手続を行ったというところでの問題点ということになる。

また、要件を満たすということであれば、その要件を満たすという場合にその間、加入するかしないかということについて、そもそも判断の余地があるのか。

通常、社会保険ですと、加入要件を満たす場合には、加入義務があるという話だが、もしその加入義務があることについてそれを履行したとしても、それは特に政治倫理違反等の問題にはならないはずですが、実

態としてそれがオプションとして選択できるような状態になっているのかどうかというところ、そこも含めて今後判断していく必要がある、まずは加入要件の確認から。

そして、その要件に沿った形での労務の提供等、こちらでは相談役というふうな形で記載されているが、その業務の内容、報酬等々、その事実関係を元に、その要件を満たしていると言えるのか、それが判断可能なのか、審査会として検討していくことになる。

④について（委員の意見・やりとり）

○委員が考えてある両議員の加入は、役員として入っているのではと思っているということでしょうか。

○資料2の5ページ下の「役員の適用の考え方」のすぐ下の四角に、※印で、法人の役員とは、会社法等の規定により登記簿に載っている役員と登記されていないけれども組織規程などに規定されている役員のことであると、2種類の役員があると書いてあり、登記はされていないということから、組織規程などに規定されている役員、こちらに該当するのではないかと思う。

○この審査会では、役員の適用があるかを審査すれば足りるか。

○そう思う。

⑤について（委員の意見・やりとり）

○社会保険での支払保険料と国民健康保険の場合の保険料、その対比資料も欲しい。

○そもそもの疑問が、結局会社が、この両議員を役員の社会保険の適用があるとして申請するときには資料を添付して社会保険事務所か年金事務所かに申請するのではないか。役員の適用を受けるかどうかを社会保険事務所が判断するのに資料が必要になるのではないか。

○基本的には資料を添付し出すものではなく、求めに応じて回答したり、資料を後から出したりすることになる。

○個別に確認資料を求められたら出すのか。

○そこまでいかななくても、例えば窓口を持参すれば、状況を聞かれ、そこで回答をすれば書き取られ、それで終わることも結構ある。

○申請時に出したものと同じものを出してもらえれば判断できると思ったが、個別ケースによるので、思っているものは出てこないかもしれない。

○今日の審査会で、提出を求める資料まで決め、両会社と本人に求めることにする。

⑥について（委員の意見・やりとり）

○今回の審査請求の意図は、市議員としてどうかということである。

	<p>だから今、政治倫理審査会には役員だったという訂正が出されたが、社員であった場合は成り立たない。社会保険の方、認定外の所得ですからね。だから、相談役という形に切替えたという疑義があり、議員として倫理上おかしいという訴えであれば、相談役ということだけで今回審議するのか、過去の従業員としてのときも、当委員会として、過去に遡ってまでも調べるのか、現状のみとするのかというのを明確にしたほうが良い。</p> <p>○相談役か社員かの肩書が問題になったのも資産報告書の話で、今回の審査請求書では、そもそもどういう形態で社会保険に加入しているかは、本人の申告とは別で、それはこちらで改めて調べるとするか、肩書の記載は本人の認識に基づいて書かれているものだが、この審査請求で社会保険の加入要件を満たしているかどうか、客観的なところから判断することになる。現状の状態、どういう条件で加入しているかを見ていくことになる。出てきた資料に基づき、もし過去の分も何か指摘、提言を出したほうがよいとなれば、そのとき検討するのが適切と思う。</p> <p>4 次回審査会について 次回、24日（火）15時。資料提出は、20日までとし依頼。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 審査請求書、添付資料 ・資料2 社会保険加入要件等
公開・非公開の別	<input checked="" type="radio"/> 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
その他	